

国道15号 品川駅西口駅前広場整備
次世代型交通ターミナルの実現に向けた
企画提案について

募集要領

令和元年10月

国土交通省 関東地方整備局

目次

第1章 募集の目的	1
1. 事業計画策定の経緯	1
2. 企画提案の目的	1
3. 事業者公募までのスケジュール	2
第2章 企画提案の募集	3
1. 応募資格の制限	3
2. 実施手順	5
3. 応募手続き	6
第3章 ヒアリングの実施について	9
1. ヒアリング方法	9
2. 事業者ヒアリングの実施	9
第4章 Summary	10

第1章 募集の目的

1. 事業計画策定の経緯

品川駅周辺の基盤整備・まちづくりについては、平成26年9月に「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014（東京都都市整備局）」が策定され、まちづくりの方向性が示されたところです。

その後、国土交通省関東地方整備局（以下、「関東地整」という。）と東京都は、国道15号の品川駅西口駅前広場について、平成29年2月に道路上空を活用した未来型の駅前空間の整備方針をとりまとめ、平成31年3月には次世代型交通ターミナル（以下、「ターミナル」という。）の整備を含む「事業計画※」を公表しました。

ターミナルの整備にあたっては、次世代モビリティ等の進展と新たなターミナルのあり方を融合させた計画の具体化を民間事業者の知見と新技術、ノウハウを広く取り入れながら官民連携で推進します。

※国道15号・品川駅西口駅前広場「事業計画」については、以下を参照願います。

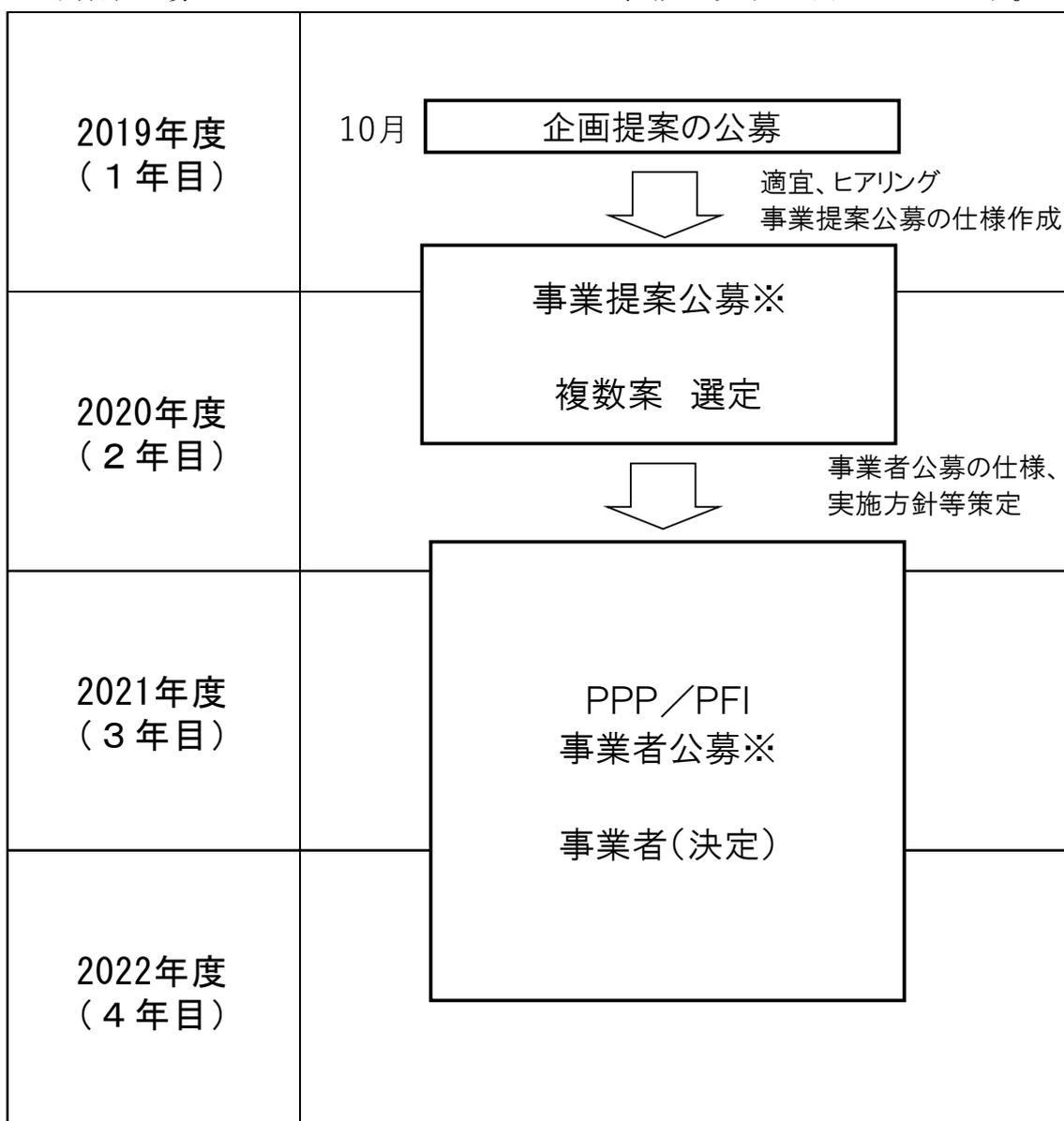
<http://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/toukoku00118.html>

2. 企画提案の目的

ターミナルは、未来型の駅前空間を構成する中心的な施設と考えており、世界に誇れる交通拠点として民間事業者の持つ最新の交通技術による交通モード間の乗り換えの円滑化、日本国内における次世代モビリティ等の拠点の創出を世界に発信するとともに、沿道再開発ビルと一体となった人工地盤の整備によるシームレスな移動を官民連携で行うことを想定しています。ターミナルの実現にあたっては、次世代モビリティ等の技術開発やターミナルの機能要件など、具体化すべき課題が多くあることから、民間事業者に対し、最新技術の動向、モビリティネットワークの形成、施設運営ノウハウ等に関する企画提案を求め、また、ヒアリング及び対話を通じて得られた知見等に基づき、事業提案公募の技術仕様の作成を行うことを目的としています。なお、事業提案公募の後、PPP/PFIによる事業者公募の手続きを予定しています。

3. 事業者公募までのスケジュール

事業者公募までのスケジュールについては、概ね以下を予定しています。



※事業提案公募及びPPP/PFI事業者公募はコンソーシアムによる参加を想定しています。

※次世代型交通ターミナルの建屋は、関東地方整備局による整備を想定しており、官民の役割分担等は今後具体化することとしています。

※次世代型交通ターミナル周辺の人工地盤は、別途、周辺再開発事業等と連携し、関東地方整備局が整備することを想定しています。

第2章 企画提案の募集

1. 応募資格の制限

(1) 応募資格

企画提案への応募にあたっては、単独の法人又は、複数の法人によって構成される共同体（以下、「共同体」という。）のいずれかで応募頂き、次に掲げる要件を全て満たしていることが必要です。（共同体の場合には、代表企業を選定してください。）

1) 以下の①もしくは②に該当する者

①「関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）建設工事参加資格業者」、「関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）測量・建設コンサルタント等業務参加資格業者」、「物品の製造・販売等に係る入札参加資格業者（全省庁統一資格）※」のいずれかの参加資格を有する者

②提案を求める分野での国内外における実績（類似実績、研究・実証・開発段階のものも含む）を客観的資料の提出をもって証明できる者

なお、共同体の場合は、代表企業が①もしくは②に該当すること。

また、②のみに該当する者は、2)以降の事項について証明出来る資料の提出を求めています。ただし、参加表明書の提出時までには、①のうち「物品の製造・販売等に係る入札参加資格業者（全省庁統一資格）」の競争参加資格を有していればこの限りではありませんが、参加表明書の提出時までには資格審査結果通知書（複写）が取得できない場合は、申請書（複写）の添付をもって代用し、提案書の提出時に資格審査結果通知書（複写）を提出願います。

※「物品の製造・販売等に係る入札参加資格業者（全省庁統一資格）」

全省庁統一資格を申請する場合は、以下を参照願います。

<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

2) 以下のいずれにも該当しない者

①企画提案者に求められる役割を果たす能力を有しない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③指定暴力団員

④指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

⑤法人その他の団体であって指定暴力団員がその役員となっている者

⑥指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に

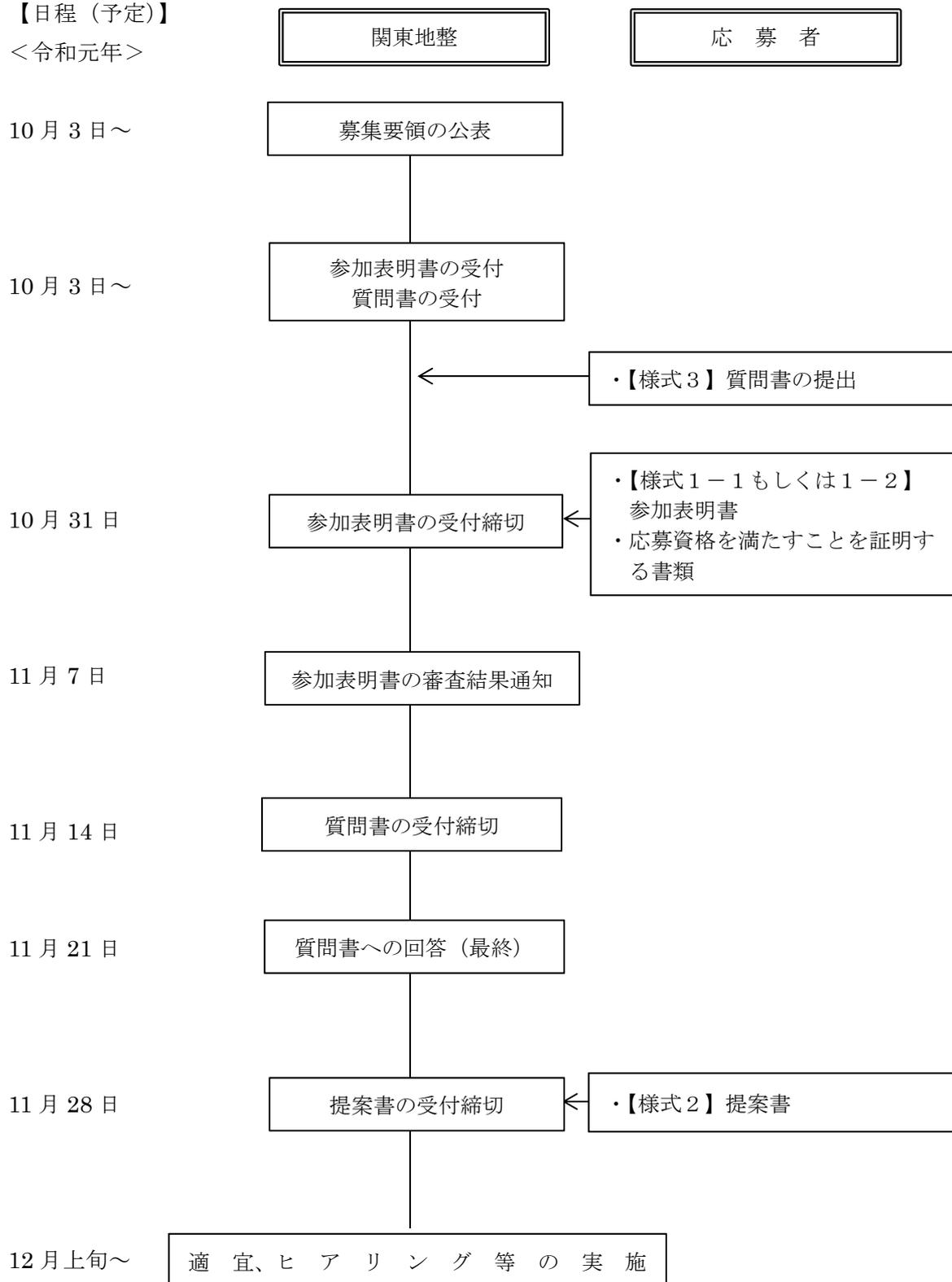
支配的な影響力を有する者（上記に該当するものを除く。）

- 3) 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者
- 4) 関東地方整備局長から指名停止措置を受けていない者
- 5) 暴力団関係者又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者でない者
- 6) 関東地整が本事業に関する検討を委託した中央復建コンサルタンツ(株)、みずほ総合研究所(株)又はこれらの者と資本面もしくは人事面において関連のない者。
- 7) 上記6)において、「資本面において関連のある者」とは、当該企業が総株主の過半数を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分50を超える出資を行っている企業をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の役員が代表権を有している役員を兼ねている場合の企業をいう。

2. 実施手順

【日程（予定）】

<令和元年>



3. 応募手続き

(1) 応募スケジュール

応募スケジュールは、以下のとおりです。

募集要領の公表（配布）	令和元年 10 月 3 日（木）～10 月 31 日（木）
参加表明書の受付期間	令和元年 10 月 3 日（木）～10 月 31 日（木）
応募要件の審査結果通知	令和元年 11 月 7 日（木）
質問書の受付締切	令和元年 11 月 14 日（木）
質問書への回答（最終）	令和元年 11 月 21 日（木）
提案書の受付期間	令和元年 11 月 8 日（金）～11 月 28 日（木）

(2) 参加表明書の受付

企画提案へ応募の意思がある法人は、参加表明書の提出をお願いします。

なお、参加表明は、応募のための要件とし、参加表明書を提出された企業の名称等は公表しません。

参加表明は、単独又は共同体が行うこととします。なお、共同体による参加表明は、当該共同体の代表企業となる予定の法人が行うこととし、共同体の構成員は、提案書の提出時までには確定し、提案書と併せて再提出して頂ければ結構です。

<参加表明手続き>

参加表明書の必要事項を記入の上、参加表明書の受付期間内に、3.（6）問い合わせ・書類等提出先の企画提案手続き運営事務局（以下、「事務局」という。）まで電子メールで提出し、電話にて着信の確認を行ってください。

(ア) 提出書類

1) 様式 1「国道 15 号 品川駅西口駅前広場整備 次世代型交通ターミナルの実現に向けた企画提案 参加表明書」

※ 単独で参加表明する場合は<様式 1-1>、共同体で参加表明する場合は<様式 1-2>を用いてください。

企画提案への参加表明に際して、別表-1 に示す、提案テーマを選択願います。（複数選択可）

2) 単独又は共同体（代表企業となる予定の法人）の会社概要を記したパンフレット類

(イ) 受付期間

令和元年 10 月 3 日（木）14 時 00 分～10 月 31 日（木）17 時 00 分

（電話による着信確認は、10 時 00 分から 18 時 00 分までとします。）

(ウ) 電子メールの件名について

事務局に送信する電子メールの件名は、次のように記載願います。
「ターミナル企画提案参加申し込み（会社名〇〇）」

(3) 参加表明書の審査結果通知

参加表明書の審査結果は、参加表明書の提出があった日から令和元年 11 月 7 日（木）までに、随時、様式 4「参加表明書の審査結果について」により通知します。

(4) 質問及び回答

(ア) 質問

質問は、電子メールにより募集要領や様式の記載内容に関する質問を令和元年 10 月 3 日（木）から受け付けます。その際、質問の内容を簡潔にまとめ、様式 3「募集要領に関する質問書」に記入のうえ、事務局まで電子メールで提出し、電話にて着信の確認を行ってください。

質問受付締切：令和元年 11 月 14 日（木）17 時 00 分

（電話による着信確認は、10 時 00 分から 18 時 00 分までとします。）

(イ) 回答

質問への回答は、回答内容がとりまとまった時点において、質問者に質問事項とその回答を電子メールにより送付します。

回答を受領した際は、その旨を事務局まで電子メールにより返信願います。

(ウ) 電子メールの件名について

事務局に送信する電子メールの件名は、次のように記載願います。

質問の場合

「ターミナル企画提案質問（会社名〇〇）」

回答書受領の場合

「ターミナル企画提案質問回答受領（会社名〇〇）」

(5) 提案書の提出

企画提案に応募する法人は、参加表明書提出時に選択したテーマについて、別表－1の2項目の全て、もしくは1項目の提案をお願いします。

なお、以下に掲げる書類に必要事項を記入のうえ、下記の受付期間内に、事務局まで電子メールで提出し、電話にて着信の確認を行ってください。

(ア) 提出書類

様式2「提案書」

○参加表明書提出時に選択したテーマにつきA3サイズ(横)で1枚

(イ) 受付期間

令和元年11月8日(金)9時15分～11月28日(木)17時00分

(電話による着信確認は、10時00分から18時00分までとします。)

(ウ) 電子メールの件名等について

事務局に送信する電子メールの件名は、次のように記載願います。

「ターミナル企画提案提案書の提出(会社名〇〇)」

(6) 問い合わせ・書類等提出先

【企画提案手続き運営事務局】

電話番号 : 03-3511-2082

メールアドレス : info_shinagawa_jisedai-terminai@cfk.co.jp

担当者 : 企画提案手続き運営事務局 南部、吉岡、和田

(7) その他

(ア) 使用言語と単位

提出書類における使用言語は日本語とし、単位はメートル法、数字はアラビア数字を使用願います。

(イ) 費用負担

応募に要した費用は、全て応募者の負担とします。

(ウ) 提案内容等の取扱いについて

本応募に際し示された提案内容や情報等については、今後、関東地整が予定している事業提案公募、事業者公募の技術仕様を作成する際の基礎的な資料等とすることとし、情報等の取り扱い、知的財産権等については十分に注意致します。

なお、提出された応募書類は一切返却致しません。

第3章 ヒアリングの実施について

1. ヒアリング方針

提案された内容をもとに関東地整が整理・検討し、記載内容の確認等が必要となった応募者のみに対し、適宜ヒアリング、対話を実施します。なお、ヒアリング、対話の実施は、提案内容の優劣を示すものではなく、また、今後予定する手続き等に関係するものでもありません。

2. 事業者ヒアリングの実施

(1) 実施の連絡

ヒアリングを実施する場合は、令和元年12月6日（金）に対象者（共同体の場合は代表企業）に連絡します。

また、関東地整の検討の状況等によっては、別途連絡したうえで追加ヒアリングを実施することがあります。

(2) 実施場所

関東地方整備局東京国道事務所

東京都千代田区九段南1-2-1九段第3合同庁舎

(3) 実施日時

令和元年12月上旬から適宜行うものとし、詳細な日時は別途調整させていただきます。

(4) ヒアリングの内容

ヒアリングは①～③により、対象事業者毎に個別に行います。

① 提案書の記載内容

② 提案書の記載内容に関連すること

③ ヒアリング、対話の実施により関連したこと

(5) ヒアリング実施者

ヒアリングは、関東地整の職員に加え、委託業務『R1 品川駅西口駅前広場整備検討業務』の受託事業者（中央復建コンサルタンツ(株)、みずほ総合研究所(株)）が同席します。

※受託事業者には守秘義務を課しています。

(6) ヒアリング結果概要の公表

ヒアリング内容及び関東地整における検討内容等については、本応募に際し示された提案内容や情報等の取り扱い、知的財産権等を十分に注意したうえでとりまとめ、関東地整及び東京国道事務所のホームページに令和2年2月上旬以降に公表する予定です。

なお、ヒアリング、対話を行った事業者の名称は公表しません。

(7) ヒアリング等による協力期間

ヒアリング等による協力の期間は、別途行う事業提案公募の手続きに着手するまでとします。

(8) 費用負担

ヒアリングに要する費用は、ヒアリング対象事業者の負担とします。

第4章 Summary

(1) Guidline of the public offering: Project Proposal to Implement
“Next-Generation Mobility Terminal “ at Shinagawa Station West
Square on National Route 15

(2) Deadline for submission of participation form by E-mail: 5:00 PM,
31 October 2019

(3) Deadline for submission of proposals by E-mail: 5:00 PM, 28 November
2019

(4) Contact information for documentation relating the proposal

: Procedure management office

Contact persons: Mr. Nanbu, Mr. Yoshioka, Mr. Wada

TEL:03-3511-2082

E-mail : info_shinagawa_jisedai-terminai@cfk.co.jp

テーマ： 「次世代モビリティ」の技術動向と「次世代型交通ターミナル」の運営について		
提案 内容	技術動向	・現状における次世代モビリティの開発動向、機能、性能等
	利用のあり方	・様々な利用者が次世代モビリティを利用することを想定した、利用のあり方とシェアリングイメージ
	次世代型ターミナルの概念	・将来に渡るモビリティ技術の進展を考慮しつつ、次世代型のターミナルとして考慮すべき事項とその概念
	施設運営手法	・施設運営上、必要となるサービス内容の考え方と民間ノウハウを活用した運営のあり方
テーマ： 時代とともに進化する「次世代モビリティネットワークの形成」について		
提案 内容	ネットワークの形成	・次世代型ターミナル、商業、業務、交通施設等と連携したモビリティネットワークの形成について
	提供すべきサービス	・鉄道、路線バス等の各交通モードとの連携による乗り換えの円滑化、他サービスとの連携による利便性向上の考え方とイメージ
	訪日外国人対応	・訪日外国人の利用支援の考え方、支援イメージ
	運営手法	・民間ノウハウを活用した運営のあり方と課題